

議案第56号

東向島児童館及び東向島児童館分館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

東向島児童館及び東向島児童館分館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、東向島児童館及び東向島児童館分館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
東向島児童館	東京都墨田区東駒形四丁目6番2号 一般財団法人本所賀川記念館 理事長 服部 榮	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
東向島児童館分館	同上	同上

(提案理由)

東向島児童館及び東向島児童館分館の指定管理者を指定する必要がある。